

稚内 e 街ギフト加盟店規約

(総則)

第1条 本規約は、稚内市旅先納税加盟店（以下「加盟店」という。）が、その店舗、施設等において第2条に定める稚内 e 街ギフトによる商品又はサービスの提供等（以下「商品提供等」という）を行う場合の、稚内市と加盟店との間の契約関係（以下「本契約」という）につき定めるものとする。

(定義)

第2条 本規約において利用する用語の定義は次のとおりとします。

- (1)「加盟店」とは、本規約を承諾のうえ所定の申込書にて稚内市に申し込み、稚内市が承認した個人、法人及び団体をいう。
- (2)「稚内市 e 街ギフト」とは、対象地域の加盟店にて、原則として、取得から 365 日間に限って利用出来る稚内市が発行する稚内 e 街ギフトをいう。
- (3)「利用者」とは、稚内市が規定した稚内 e 街ギフト利用者規約を承諾のうえ、稚内 e 街ギフトを加盟店で利用する者をいう。
- (4)「稚内 e 街ギフト取引」とは、利用者が加盟店より商品提供等を受けた場合に、その売上相当額を稚内 e 街ギフトで取引することをいう。
- (5)「稚内 e 街ギフト取引精算」とは、加盟店と稚内市が本契約に基づき、稚内 e 街ギフト取引に対する精算をいう。
- (6)「消し込み」とは、利用者が稚内 e 街ギフトを加盟店で利用した際に、バーコードを読み取ること等により、稚内 e 街ギフトを利用済み登録又は金額減算することをいう。
- (7)「バーコード」とは、稚内 e 街ギフト取引に関し、稚内市が発行するバーコード、2次元コード等の番号、記号その他の符号であって、本規約に従って稚内市が加盟店に発行し、加盟店における掲示その他稚内市が指定する方法により加盟店が利用者に提示するもので、加盟店を特定するための情報その他加盟店又は稚内市が承諾した場所（当該承諾の対象となる場合に限る）における稚内 e 街ギフト取引に必要となる情報を記録したものをいう。

(加盟店契約)

第3条 加盟店は、稚内 e 街ギフトが利用できる店舗、施設（以下「取扱店舗」という。）をあらかじめ稚内市に所定の書面をもって申請し、稚内市の承認を得るものとする。ただし、稚内市ふるさと納税推進業務返礼品取扱事業者並びに返礼品募集要項第2項「返礼品取扱事業者の要件」の第1号から

第6号を満たしているものが、申請することができるものとする。稚内市は申請を承認した場合、加盟店舗証を付与する。なお、取扱店舗の追加、脱退についても同様とする。

- 2 加盟店は、加盟店舗証を店内の消費者が良く見える場所に掲示し、加盟店ポスター等掲示物は消費者が良く見える場所に掲示するものとする。
- 3 加盟店は、稚内市から稚内e街ギフトの取扱に関する調査協力依頼があった場合、速やかに協力するものとする。
- 4 加盟店は、稚内市が稚内e街ギフトの利用促進のために、加盟店の個別の了承なしに印刷物、電子媒体等に加盟店の名称及び所在地等を掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとする。
- 5 加盟店は、バーコード、加盟店舗証、ポスター等を本規約に定める目的以外の用途に利用してはならないものとし、これを第三者に利用させてはならないものとする。
- 6 加盟店は、本契約が終了した場合、直ちに加盟店の負担において、加盟店舗証をとりはずし、稚内市が支給した備品を速やかに返却するものとする。

（届出事項の変更）

- 第4条 加盟店は、稚内市に届け出ている店舗名、代表者、電話番号、メールアドレス、振込指定金融機関口座等、その加盟店申込書に記載した事項に変更が生じた場合には、直ちに所定の方法により稚内市へ届出、承認を得るものとする。
- 2 前項の届出がないために、稚内市からの通知又は送付書類、換金精算代金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに加盟店に到着したものとみなすものとする。

（地位の譲渡等）

- 第5条 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとする。
- 2 加盟店は、加盟店の稚内市に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとする。

（業務の委託）

- 第6条 稚内市は本事業に係る業務を株式会社スプレス（以下「委託会社」という。）に委託し、委託会社が稚内市と協議した方法で加盟店との対応を執り行うものとする。
- 2 加盟店は、本契約に基づいて行う業務の全部又は一部を第三者に委託できないものとする。

- 3 前項にかかわらず、稚内市が事前に承諾した場合には、加盟店は第三者に業務委託を行うことができるものとする。
- 4 前項により稚内市が業務委託を承諾した場合においても、加盟店は本規約に定めるすべての義務及び責任について免れないものとする。また、業務委託した第三者（以下「業務代行者」という。）が委託業務に関連して稚内市に損害を与えた場合、加盟店は業務代行者と連帯して稚内市の損害を賠償するものとする。
- 5 加盟店は、業務代行者を変更する場合には、事前に稚内市の承諾を得るものとする。

（加盟店の義務、差別的取扱いの禁止等）

第7条 加盟店は、本規約及び稚内市が別途提供する稚内 e 街ギフト取扱マニュアルに基づき商品提供等を行うものとする。

- 2 加盟店は、有効な稚内 e 街ギフトを提示した利用者に対し、稚内 e 街ギフトの取扱いを拒絶したり、現金客と異なる代金を請求したり、稚内 e 街ギフトの取扱いの金額に本規約に定める以外の制限を設ける等、稚内 e 街ギフトの利用者に不利となる差別的取扱いを行わないものとする。
- 3 加盟店は、有効な稚内 e 街ギフトの利用者から稚内 e 街ギフトの取扱い又は商品等に関し、苦情、相談を受けた場合、加盟店と稚内 e 街ギフトの利用者との間において紛議が生じた場合ならびに法令に違反する取引の指摘又は指導を受けた場合には、加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとする。
- 4 加盟店は、稚内 e 街ギフト取引を行う場合には、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認するものとします。
 - (1) 稚内 e 街ギフト利用画面
 - (2) 稚内 e 街ギフト利用金額
 - (3) バーコードの読み取り時又は利用者が決済ボタンを押した後、利用完了画面に加盟店名、決済金額及び決済日時が表示されていること
- 5 加盟店は、システムの障害時、通信障害時、またはシステムの保守管理に必要な時間及びその他やむを得ない場合には、稚内 e 街ギフト取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとします。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも稚内市は責任を負わないものとする。
- 6 稚内市は、バーコードによる消し込みがあった場合に、稚内市が定める日にデータを更新する。なお、加盟店は、売上額日計及び振込金額を必ず確認するものとする。

7 加盟店は、1 件の稚内 e 街ギフト取引として処理されるものを、金額の分割等により複数の稚内 e 街ギフト取引にすることを禁じます。

8 加盟店は、稚内市の指示を遵守するものとします。

(バーコードの提示等)

第 8 条 稚内 e 街ギフトの利用開始日より、加盟店は、稚内 e 街ギフトが利用可能であることを示すため、次の各号に定める措置を稚内 e 街ギフト取扱マニュアル及び稚内市が指定する方法に従って講じるものとする。第 2 号に定める措置の不備によりバーコードの読取りに不具合が生じ、これにより加盟店に損害が生じたとしても、稚内市はその責任を負わないものとする。

(1) 第 3 条第 2 項に規定する措置を講じること

(2) バーコードを稚内 e 街ギフトの利用者に提示すること

(3) 前 2 号の他稚内市が別途通知した措置

2 加盟店は、前項に定める措置を実施するにあたり、稚内市の事前の承諾のない限り、次の各号に定める行為を行ってはならないものとする。

(1) 加盟店店舗以外の場所でバーコードを提示するなど、加盟店店舗以外の場所において稚内 e 街ギフトの利用ができることを示すこと

(2) 前項に定める措置を稚内市が不適切と判断する態様で行うこと

(3) 前 2 号のほか、稚内 e 街ギフト取扱マニュアルで禁止されている態様で前項に定める措置を行うこと

3 加盟店は、稚内市から第 1 項に定める措置の方法が不適切であると通知を受けた場合は、速やかに是正し、稚内市から当該措置を禁止する通知を受けた場合は、速やかにこれを中止するものとする。

(取引の取り消し及び返金の禁止)

第 9 条 加盟店は、稚内 e 街ギフト取引の取り消しを申し出た利用者に対し、取り消し及び返金対応することはできないこととする。

(対象商品等)

第 10 条 稚内 e 街ギフトは、加盟店が取扱うふるさと納税返礼品の地場産品基準に該当する商品提供等について利用できるものとする。ただし、別表第 1 に該当するものは対象外とする。

(釣り銭)

第 11 条 加盟店は稚内 e 街ギフト取引において、いかなる場合であっても、釣り銭は支払われないものとする。

（商品等の引き渡し）

第12条 加盟店は、商品提供等行う場合、稚内e街ギフトの利用者に対し、原則として直ちに商品等を引き渡し、又は提供するものとする。加盟店は、商品提供等行う当日に商品等を引き渡し又は提供することができない場合には、稚内e街ギフトの利用者に書面をもって引き渡し時期等を通知するものとする。

（電子券の不正利用等）

第13条 加盟店は、提示された稚内e街ギフトの真贋に疑義があった場合には、稚内e街ギフト提示者または利用者に対し商品提供等を行わないものとし、その事実を直ちに稚内市に連絡するものとする。

2 加盟店は、利用者が決済ボタンを押した後の支払完了画面の加盟店名、決済金額または決済日時が表示されない場合には、利用者に対して稚内e街ギフトの取引を行ってはならないものとする。

3 万が一、加盟店が前項に違反して商品提供等を行った場合、加盟店は当該代金全額について一切の責任を負うものとする。

4 偽造、変造、模造された稚内e街ギフトに起因する売上等が発生し、稚内市が稚内e街ギフトの利用状況等の調査の協力を求めた場合には、加盟店はこれに協力するものとする。また、加盟店は、稚内市から指示があった場合もしくは加盟店が必要と判断した場合には、加盟店が所在する所轄警察署等へ当該売上に対する被害届を提出するものとする。

（売上債権の譲渡）

第14条 本契約に基づき加盟店が稚内市に対して有する債権について、第三者からの差押、仮差押、滞納処分等（以下（処分等）という。）があった場合、稚内市は稚内市所定の手続きに従って処理するものとし、稚内市は遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。

（精算）

第15条 稚内市が加盟店に対し支払う稚内e街ギフト取引精算代金は、稚内市が別途定める締切日ごとに、当該締切日までの間に委託会社に到着した取引データに係る売上金額の総額を加盟店からの請求とみなし、手数料を差し引いた金額を、加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとする。

(加盟取消し)

第 16 条 加盟店が以下の事項に該当する場合、稚内市は加盟店に対し催告することなく直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとし、かつ、その場合において稚内市に生じた損害を加盟店が賠償するものとする。

- (1) 加盟店又は加盟店の従業員及び加盟店の業務を行う者が本規約に違反したとき
- (2) 加盟店申込書等加盟の際に稚内市に提出した書面に虚偽の申請があったとき
- (3) 差押、仮差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けたとき、又はこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき
- (4) 加盟店の営業または業態が公序良俗に違反すると稚内市が判断したとき
- (5) 加盟店が稚内市の信用を失墜させる行為を行ったと稚内市が判断したとき
- (6) 加盟店として不適当と稚内市が判断したとき

2 加盟店は、前項の規定により加盟店登録の取消しを受けた場合には、直ちに加盟店の負担において、加盟店舗証を取り外し、稚内市が支給した備品を速やかに返却するものとする。

(買戻特約等)

第 17 条 加盟店が本契約に違反して稚内 e 街ギフト取引を行った疑いがあると認めた場合は、稚内市は調査が完了するまで稚内 e 街ギフト取引精算代金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より 30 日を経過してもその疑いが解消しない場合には、稚内 e 街ギフト取引精算を取消し又は解除することができるものとする。なお、加盟店は稚内市の調査に協力するものとする。また、調査が完了し、稚内市が当該代金の支払いを相当と認めた場合には、稚内市は加盟店に当該代金を支払うものとする。なお、この場合には、稚内市は遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。

(反社会勢力との取引拒絶)

第 18 条 加盟店は、加盟店及び加盟店の親会社・子会社等の関係会社、役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、以下の事項のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとする。

- (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
- (2) 暴力団員（暴力団の構成員）

- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）
 - (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）
 - (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、生活の安全に脅威を与える者）
 - (6) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、社会の安全に脅威を与える者）
 - (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）
- 2 加盟店が前項の規定に違反していることが判明した場合、又は違反している疑いがあると稚内市が認めた場合、稚内市は、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合稚内市に生じた損害を加盟店が賠償するものとする。また、この場合、稚内市は、遅延損害金を支払う義務を負うことなく、稚内 e 街ギフト取引精算金の全部又は一部の支払いを保留することができるものとする。
- 3 加盟店が第 1 項の規定に違反していることが判明した場合、又はその疑いがあると稚内市が認めた場合には、稚内市は前項に基づき契約を解除するかどうかにかかわらず、稚内 e 街ギフト取引精算金の全部又は一部の支払いを保留することができるものとする。なお、この場合には、稚内市は遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。
- 4 稚内市は加盟店が本条第 1 項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく稚内 e 街ギフト取引を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、加盟店は、稚内 e 街ギフト取引を行うことができないものとする。

（稚内 e 街ギフトの利用停止）

第 19 条 加盟店が第 7 条（加盟店の義務、差別的取扱いの禁止等）に違反、第 17 条（加盟取消し）に該当した場合、及び第 19 条（反社会的勢力との取

引拒絶)に違反した場合、又は該当する疑いがあると稚内市が認めた場合、稚内市は契約を解除するか否かにかかわらず、稚内 e 街ギフト取引精算金の全部又は一部の支払いを保留することができるものとする。なお、この場合には、稚内市は遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。

(有効期間)

第 20 条 本規約は、第 3 条第 1 項に基づく加盟店契約の成立時に効力を生じ、当該契約成立日の属する事業年度の末日まで有効とする。ただし、加盟店又は稚内市が期間満了 3 ヶ月前までに書面をもって契約を更新しない旨の申し出がないときは、本契約は 1 年間更新し、以後はこの例によるものとする。

(規約の変更)

第 21 条 稚内市は加盟店の了解を得ることなく、本規約を変更することがあるものとする。この場合に本サービスの利用条件は変更後の規約によるものとする。

(合意管轄裁判所)

第 22 条 加盟店は、稚内 e 街ギフトに関して稚内市との間に紛争が生じた場合、被告の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意する。

(準拠法)

第 23 条 本約款に関しては、全て日本国内法が適用されるものとする。

別表第 1

区分	事例
換金性・投機性の高いもの	商品券・ビール券・図書カード・文具券・ギフト券等の各種商品券、切手、印紙、プリペイドカード、有価証券、株等の個人による出資等
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの及び同条第 1 項 5 号に規定する射幸心をそそるおそれのある遊戯 出資や債務の支払い、事業所間の支払い	・店舗型性風俗特殊営業 ・店舗型電話異性紹介営業 ・無店舗型性風俗特殊営業 ・無店舗型電話異性紹介営業 ・映像送信型性風俗特殊営業 ・パチンコ、マージャン等 出資、仕入れ等の事業資金
国や地方公共団体等への支払い	税、公共料金、宝くじ等
消費拡大につながらないもの	振り込み代金・手数料、電気・ガス料金、土地・家屋の購入・賃貸、診療費・治療費等
その他稚内市が不適切と判断する取引	